

令和 7 年度
行政視察報告書

遊佐町議会
総務厚生常任委員会

1 観察日程

令和7年10月20日(月)～22日(水)

2 観察者

総務厚生常任委員会

委員長 渋谷 敏
副委員長 遊佐 亮太
委 員 斎藤弥志夫
委 員 土門 治明
委 員 佐藤俊太郎
委 員 今野 博義

(随行者)

議会事務局

事務局長 菅原 潤

3 遊佐町議会会議規則第74条による派遣について

議長に対する派遣承認要求 令和7年9月30日

議長の承認 令和7年9月30日

4 行政観察の報告

第583回議会（議長報告）による

1. 山形県金山町 空き家・空き地バンク制度、修景形成助成金制度 P.1～
2. 北海道厚真町 地域おこし協力隊 P.7～
3. 北海道千歳市 防災学習交流施設「そなえーる」 P.15～

視察1 ／ 山形県金山町 空き家・空き地バンク制度、修景形成助成金制度

視察日：令和7年10月20日(月)

9:30～11:00

説明者 山形県金山町

議長 栗田 保則氏

議会事務局（併）監査委員事務局書記 後藤 隆行氏

環境整備課 課長 三上 裕一氏

環境整備課 課長補佐 小林 和幸氏

【金山町概要】

- ・金山町（かねやままち）は、山形県の北東部にある町で、最上郡に属する。
- ・人口：約4,400人、面積：約161km²。
- ・町域の4分の3を占める森林からの金山杉が特産品。その金山杉を用いた「金山住宅」の奨励や、農業用水路に錦鯉を放流するなど、景観施策に意欲的な町として知られる。



第1 視察の目的

遊佐町において近年、人口減少や高齢化に伴う空き家の増加が深刻な課題となっている。町内には570軒程度の空き家が存在し、空き家の数は毎年度増加傾向にあり、適切に管理されない空き家は景観の悪化や倒壊・衛生リスク（害虫や害獣の発生等）を招いている。このような状況を受け、本視察では同様の課題に直面しながらも先進的な対策を講じている山形県金山町を事例として調査を行った。金山町では、空き家の利活用促進と危険空き家除去の両面から、「空き家・空き地バンク制度」と「修景形成助成金制度」という施策を実施している。本視察の目的は、これら施策の概要と運用状況、その制度設計上の工夫点や成功要因について客観的に調査し、遊佐町における空き家対策・景観形成策の検討に資する知見を得ることである。また、視察を通じて得られた知見を遊佐町の現状（空き家問題や景観・

生活環境の課題)と対比し、政策転用のヒントを探ることも目的としている。

第2 施策の概要

1 金山町空き家・空き地バンク制度

金山町空き家・空き地バンク制度は、町内の空き家や空き地の売却・賃貸を希望する所有者と、空き家等を利用して定住したい希望者とを結びつけることで、空き家の有効活用と定住促進を図る仕組みである。令和4年1月に制度が施行され、以降、町が情報提供の場を提供しつつ、民間の宅地建物取引業者とも連携してマッチングを行っている（契約仲介が必要な場合は専門業者に委ねる形）。制度開始の背景には、金山町でも進行する人口減少・高齢化により空き家が増加傾向にあり、それらを放置すれば「特定空家」（倒壊等の恐れがある危険空き家）への転化や景観悪化が懸念される一方、条件次第では住宅ストックとして利活用でき、新たな定住者の住まいになり得るという問題意識があった。実際、制度施行後は空き家バンクを通じて町内外からの移住希望者への情報提供が行われ、令和7年10月20日時点で登録物件数は空き家5件・空き地1件、成約実績は賃貸1件・売買3件となっている。町ではより多くの物件を登録してもらうための工夫として、所有者への働きかけを積極的に実施している。例えば令和5年度には、固定資産税納税通知の送付時に空き家の適正管理・利活用を促すチラシを同封し周知を図る取組みを行った。また、区長（自治会長）を通じて全町的な空き家実態調査を実施し（令和6年6月～令和7年1月）、未把握の空き家も含め現況を調べあげたうえで、所有者一人ひとりに対し今後の利活用意向を尋ねるアンケートを行うなど、きめ細かな対応を進めている。なお、登録物件の情報は民間ポータルサイト「アットホーム空き家バンク」等にも掲載し、首都圏を含む広域から物件を探す希望者にもアクセスしやすい環境を整えている。

2 金山町修景形成助成金制度

金山町修景形成助成金制度は、管理不全な空き家等がもたらす安全・景観上の支障を除去することを目的に、空き家の解体撤去費用の一部を助成する制度である。具体的には、町内にある空き家を除去（解体・撤去）する所有者等に対し、その工事費用の一部を補助するもので、老朽化が著しい住宅（不良住宅）から一般的な空き家まで、建物の状態に応じた助成枠が設けられている。制度の背景には、適切に管理されず放置された空き家が周辺の景観を阻害したり、防災・衛生上の危険を生じさせたりしている問題があった。金山町では平成25年（2013年）に「空き家の適正管理に関する条例」を県内に先駆けて制定し、危険な空き家の除去を所有者に指導・促す法的枠組みを整えてきた経緯があるが、実際の解体工事には多額の費用負担が伴うため、行政による経済的支援策が求められていた。こうした中で創設された当助成金制度では、除去工事費の3分の1以内（上限50万円）を町が補助する仕組みとなっており、空き家所有者（または相続人）が要件を満たして申請することで助成を受けることができる。要件としては、対象建物が個人所有の町内空き家であること、権利者全

員の同意があること、町内の適格業者により撤去工事を行うこと等が定められ、町内居住者が申請する場合は所得要件（住民税非課税世帯であること）も付されている。これは、適正な手続きを担保しつつ地元業者の活用によって地域経済にも資する制度設計となっている点が工夫と言える。なお、本制度の運用実績として、毎年度 5 件前後の申請がなされている。

また、金山町においては昭和 61 年 3 月 18 日に「金山町街並み景観条例」が制定され、町民に街並みの景観を守る意識づけがなされている。同条例は平成 25 年 4 月に「金山町の風景と調和した街並み景観条例」に改正され、併せて「街並み景観助成金」制度が制定されている。景観条例に合致した工事、いわゆる「金山住宅」と呼ばれる白壁と切妻屋根をもつ在来工法で建てられた住宅に改修する工事に対して助成金を出す仕組みがあり、地場の金山杉の使用を促進すると同時に、景観の維持にも一役買っている。

第 3 視察での調査事項

本視察においては、金山町役場の担当部署（環境整備課）への事前質問、およびヒアリングを通じ、主に以下の事項について調査を行った。

■制度導入の背景と経緯

両制度が導入された政策的背景（空き家問題の深刻度や地域特性、関連する条例・計画の策定経緯）について確認した。

■制度の内容と運用体制

空き家・空き地バンク制度の仕組み（登録手続き、情報公開方法、マッチングの流れ）や修景形成助成金制度の具体的な内容（対象要件、補助額、申請から支払いまでのフロー）について詳細な説明を受けた。

■運用状況・実績の確認

空き家バンクへの現在までの登録件数・成約件数、利用者属性（町内外別や年代等）などの実績データについて確認したほか、助成金制度の活用件数や対象物件の傾向（老朽度合いや所在地の分布など）について情報提供を受けた。

■制度設計上の工夫と課題

効果的な運用のために講じている工夫（例えば周知広報の方法、所有者・移住希望者へのきめ細かな対応等）について尋ねた。また、運用上直面している課題や想定外の問題（登録物件の偏り、マッチングの難航事例等）についても質疑を行い、今後の改善方策について意見交換した。

第4 調査に基づいて得られた考察・学び

本調査を通じて、金山町における空き家対策の総合的なアプローチと、その成功要因について多くの示唆を得ることができた。以下、主な知見を項目別に整理する。

■利活用促進と危険除去の両輪による相乗効果

空き家バンク制度（利活用促進策）と修景形成功成金制度（危険空き家除去策）を組み合わせた取組は、空き家問題に対し「使えるものは活かし、使えないものは撤去する」というメリハリの利いた対応を可能としていた。実際、金山町では空き家等の利活用が進むことで危険空き家の発生抑制や地域環境の維持につながるという好循環が生まれている。一方で助成制度により老朽住宅の除去が進めば、地域住民の安全安心が確保され景観も向上し、その結果生じた空き地を新たな定住や活用の場として提供できるという循環型の対策となっている。こうした双方向からのアプローチにより、空き家問題の深刻化を食い止めつつ地域活性化（移住者増加や環境美化）に繋げている点が大きな成功要因と考えられる。実際、空き家の総数、およびランクごとの空き家数は、概ね同数で近年は推移しているという説明がなされた。管理が徹底されていることが伺えた。

■制度設計の工夫と地域特性の反映

金山町の施策には、地域の実情を踏まえた創意工夫が随所に見られた。その一つが制度の基盤整備である。早くも平成25年に空き家適正管理条例を制定し、令和2年には空家等対策計画を策定するなど、法制度面と計画面で土台を固めてから具体策（バンク・助成金）を導入した流れは、行政として一貫した方針の下で施策を展開していることを示している。また、空き家バンク制度では全国版ポータルサイトとの連携や、町独自の移住支援策との組み合わせ（例：金山町では景観重視の「金山住宅」新築に対する補助や住宅リフォーム助成など複数の定住促進策を用意）によって、単一の制度に留まらない総合的な移住施策パッケージを構築していた点が特徴的である。一方、助成金制度では対象区分（不良度ランク別）や対象者要件を細かく定め、相続人や町外在住の所有者も含め利用しやすい制度とする配慮がなされていた。さらに、解体工事に地元業者を充てる要件や、住民税非課税世帯への重点支援といった仕組みにより、地域経済への波及効果や福祉的配慮も組み込んでいる点が優れている。これらの制度設計上の工夫は、金山町の地域特性（財政規模が限られる中で住民意を得ながら事業を進める必要性、伝統的な町並み景観を保持したいという住民意識など）を踏まえて最適化されたものと考えられる。

■住民・所有者への丁寧な働きかけと情報把握

施策を成果に結びつける上で、関係者への地道な働きかけが極めて重要であることを再認識した。金山町では空き家所有者に対する継続的な啓発と協力要請（広報紙への掲載、税通知へのチラシ同封、個別訪問やアンケート調査等）を行い、遊休不動産の「見える化」と

流通促進に努めている。また、自治会長や民生委員といった地域のキーパーソンとも連携し、地域ぐるみで空き家情報を収集・共有する体制を築いている。これにより、行政側で把握していなかった空き家についても洗い出しが進み、対策の漏れを防いでいる。さらに、所有者への聞き取り調査結果を基に、物件ごとに「活用可能性の評価（空き家カルテ）」を作成して一元管理し、利活用が見込める物件にはマッチング支援を、老朽で活用困難な物件には除去助成の案内をするなど、個別最適な対応をとっている。このような丁寧かつ戦略的な働きかけが奏功し、金山町では近年、空き家バンクへの登録希望者・利用希望者ともに増加傾向が見られるとのことであった。住民や所有者の協力を得るために信頼関係の構築が不可欠であり、地道な対話や情報提供を積み重ねている点が成功の背景にあると考えられる。

第5 遊佐町での活用可能性

本調査で得られた知見を踏まえ、遊佐町における政策展開の可能性について考察する。

■総合的な空き家対策の導入

遊佐町でも、空き家バンクによる利活用促進策と危険空き家除去策を組み合わせた包括的な空き家対策を構築することが有効と考えられる。現在、遊佐町は町独自の空き家バンクを運用しており（集落支援員やNPOが移住希望者と所有者をつなぐ仕組み）一定の成果を上げてはいるが、未登録の空き家が多数残存しているのが実情である。また、空き家バンクに登録されてもマッチングに至らないケースが散見される。金山町の事例にならい、所有者への働きかけ強化（広報や個別通知の活用）、物件・ニーズ情報のデータベース化（空き家カルテの作成）等を行うことで、遊佐町版空き家バンクの登録件数拡大・マッチング率向上を図ることが望ましい。また、遊佐町内の空き家の中には老朽が著しく居住や転用が困難なものも多いと推測され、そのような物件については安全・景観面の課題解消を優先しなければならない。したがって、金山町の修景形成助成金制度をモデルに、空き家解体撤去費用の一部助成制度を創設することを検討すべきである。補助率や上限額は財政状況と相談となるが、例えば「解体費の1/3補助・上限50万円」程度の枠でも、所有者にとっては解体を決断する大きな後押しとなる。実際、遊佐町では移住者が空き家バンク物件をリフォームする際の補助など利活用支援策が既に存在している。これに加えて除去支援策を講じることで、「使える空き家は直して使う・使えない空き家は更地にして次の活用に繋ぐ」という一貫した方針を示すことができ、空き家問題への総合的な対応力が高まることが期待される。

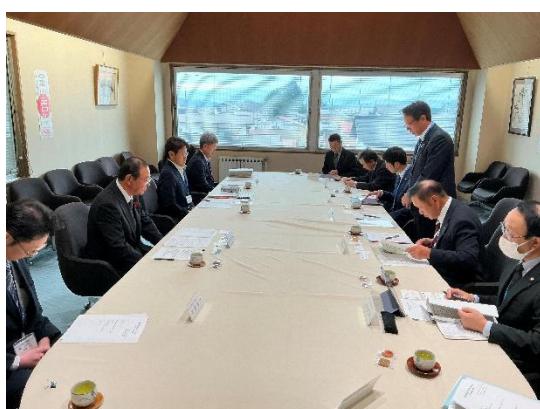
■景観・環境への配慮と住民合意

遊佐町に施策を転用する際には、本町の地域特性や住民ニーズに合わせた調整が必要である。遊佐町は鳥海山や日本海など雄大な自然景観に恵まれた地域であり、その景観資源は町の貴重な魅力となっている。一方、集落内に点在する老朽空き家や荒廃した宅地は、美しい自然環境との対比で一層目立つ形で景観を損ね、また防犯・衛生上の不安要因ともなって

いる。金山町の助成制度名に「修景形成（景観づくり）」の語が用いられているように、単に空き家を減らすだけでなく地域景観を積極的に良好化する視点を持つことが政策成功の鍵と考えられる。遊佐町でも、空き家対策を進めるにあたり「景観の保全・向上」を明確な目的の一つに据えることで、住民の理解と協力を得やすくなるだろう。例えば、空き家の除去後にその土地を地域のポケットパーク（ミニ公園）や駐車場として整備する場合に補助を出す、あるいは歴史的価値のある古民家については解体ではなく景観に配慮したリフォームを支援する制度を検討するなど、遊佐町ならではのアレンジも考えられる（※金山町でも、町並み景観形成の基準に合致した建物の新築・改修に対する補助制度を運用しており、景観重視のまちづくりを総合的に支援している）。要は、空き家問題への対処と並行して地域の魅力を高める視点を持つことで、単なる「撤去・除去」の事業に留まらない付加価値を創出できるという点が金山町の施策から学べる。

■関係者ネットワークと継続的取組の重要性

最後に、遊佐町で施策を展開する際には、行政主体だけでなく地域住民・関係団体との連携体制を強化し、継続的な取組とすることが重要である。庁内連携を密にするとともに、区長や民生委員、不動産業者、まちづくり協議会等に積極的に参画を促し、オール遊佐で問題解決にあたる体制づくりが求められる。また、空き家問題は短期で解決できるものではなく、人口動態に応じて長期的に発生し続ける課題である。したがって、今回視察した金山町のように基本条例や対策計画によって長期的ビジョンを示し、その下で個別施策を機動的に実施・見直ししていくことが肝要である。幸い、国においても2023年に空き家特措法が改正されるなど、法制度面で自治体の取組を後押しする動きがある。遊佐町においても、住民の安心・安全と美しい景観の維持、さらには定住促進による地域活力向上を目指し、本調査で得られた知見を活かした先進事例の適用可能性を検討していくことが望まれる。



視察2 / 北海道厚真町 地域おこし協力隊制度

視察日：令和7年10月21日(火)

9:30~11:30

説明者 北海道厚真町

議長 渡部 孝樹氏

副町長 西野 和博氏

地方創生担当理事 大坪 秀幸氏

産業経済課農業担当参事 大垣 貴弘氏

産業経済課農業G主査 都築 宏紀氏

まちづくり推進課政策推進G主任 小笠原祐一氏

【厚真町概要】

- ・厚真町（あつまちょう）は、道央南部に位置し、胆振総合振興局管内勇払郡に属する町。
- ・人口：約4,200人、面積：約405km²。
- ・新千歳空港までは車で約35分、札幌までは約90分とアクセスが良い。太平洋に面しているため雪が比較的少なく、夏はサーフィン客でにぎわう。稲作が盛ん。ハスカップの作付面積・栽培量は日本一。



第1 観察の目的

遊佐町では平成22年度から地域おこし協力隊員の受け入れを開始したものの、任期終了後の定住や就農への移行実績については課題がある。昨年度、厚真町議会が遊佐町を視察し意見交換を行った際、厚真町では協力隊員の任期終了後の設計がなされているという紹介があり、遊佐町での協力隊OB・OGの定住定着や就農支援実績を高める必要性が共有された。そこで、協力隊員を約30名も擁し新規就農支援で高い成果を上げている厚真町を訪問し、その制度設計や運用の工夫を調査・研究することとしたものである。

第2 施策の概要

■厚真町の概要と協力隊制度の位置づけ:

厚真町は北海道南部に位置し、人口約4,200人の農村地域である。札幌市や新千歳空港にも近く交通アクセスに恵まれ、比較的温暖で積雪の少ない気候といった地理的特徴を持つ町である。平成30年9月には胆振東部地震により甚大な被害を受けたが、その復興過程で地域おこし協力隊制度を積極活用し、地域の担い手育成と定住促進に力を入れてきた。厚真町ではこれまでに103名の地域おこし協力隊員と15名の地域活性化企業人を委嘱してきた。令和7年10月現在、現役協力隊員が25名、地域活性化企業人が10名在籍しており、道内でも屈指の規模である。協力隊員25名の内訳は、農業支援員8名、起業型9名、協働型4名、教育魅力化2名、スポーツ振興1名、観光支援1名となっている。退任者が78名のうち、47名（世帯人数103名）が定住している。特に新規就農支援において顕著な実績を上げており、平成30年に開設した「厚真町農業担い手育成センター」を拠点に就農希望者の育成支援体制を整備したことにより、農業支援員枠では24名中23名が退任後の定住につながっている。また、協力隊制度を起点とした起業支援にも注力しており、平成28年から「ローカルベンチャースクール」を開催するなど起業家育成の仕組みを構築した。その成果もあって、これまで協力隊出身者から23名が起業（起業型以外の協力隊からの起業4名含む）を果たし、地域に定着している。今まで厚真町になかったような業種での起業もあり、厚真町の商工業に厚みをもたらしている。新規起業者の売上高合計は約10億円、商工会員数においては平成29年3月時点で137人だったのが、令和7年8月時点で156人と拡大している。2000年代はじめより「移住・定住」の取り組みに着手してきたが、人口減少社会における移住は他自治体の人口を奪うことにつながるという矛盾を感じ、現在では二地域居住促進による活躍人口の拡大を掲げている。厚真町の協力隊制度は単なる人材誘致策に留まらず、移住者の「定住自立」に向けたキャリア形成支援策として機能している点が大きな特徴である。

■協力隊員の役割区分と制度設計:

厚真町の地域おこし協力隊は、多様な地域ニーズに対応すべく6つの活動類型を制度上設けている。具体的には次のとおりである。

- ・農業支援員：農業担い手育成センターと農家での研修を経て3年後の新規就農を目指す。
- ・起業型：ローカル・ベンチャースクールでの選考を経て3年以内に新規起業を目指す。
- ・協働型：ローカル・ベンチャーなど新規事業者の事業拡大・新規事業創出のための右腕人材。
- ・教育魅力化支援員：厚真高校の高校生活をより魅力的にするための「公営塾」を運営。
- ・スポーツ振興支援員：町のスポーツクラブの設立やスポーツを通じた地域コミュニティの形成。
- ・観光支援員：町および町観光協会のプロジェクトマネジメント、観光事業コーディネータ

一。

以上のように、厚真町では協力隊員を就農・起業・教育・スポーツ・観光といった多方面に配置し、単なる行政補助者ではなく将来的に地域に根差した職業人となりうる「担い手候補」として位置づけている点が特徴的である。これらの隊員には町から所定の活動支援費や報酬が支給されるとともに、活動内容に応じた専門的サポート体制（起業支援では企業経営の専門家、新規就農では農業指導員等）を利用できる制度設計となっている。

第3 視察での調査事項

本視察では、厚真町の協力隊制度、および関連施策がどのように設計・運用され、高い成果を上げているのかを多角的に調査した。具体的な調査事項は以下のとおりである。

■協力隊制度の全体像と組織体制:

協力隊員の受け入れ人数、役割内訳、制度開始の経緯。

■協力隊員の募集・選考方法:

募集のチャネル、応募者確保のためのPR手法、選考過程の工夫。

■協力隊員の活動内容と職務設計:

先述の6類型それぞれの具体的職務内容。

■新規就農支援の内容:

農業担い手育成センターでの研修プログラム概要、研修後の独立就農までの支援ステップ（農地のあっせん、機械導入補助等）、農業分野の協力隊員に対する技術指導・経営指導の体制。

■起業支援の内容:

ローカルベンチャースクール等の起業支援プログラムの具体策（メンターネットワーク、事業計画策定支援）、資金支援や協働型協力隊の支援。

■任期後の定着状況:

協力隊員の類型ごとの任期終了後の定住状況と課題整理。

■地域活性化企業人制度の活用:

厚真町内での活用のあり方の変遷と、主な業務内容。

■関係人口関連:

活躍人口、ふるさと町民制度、二地域居住用施設等。

第4 観察で得られた知見

1 協力隊員の募集チャネルと選考・職務設計

厚真町では、全国から意欲ある人材を募るために多様なチャネルを活用していた。募集情報は町公式サイトや移住希望者向けポータルサイトに掲載するだけでなく、民間の人材マッチングサービス（例：SMOUT、地方仕事紹介サイト等）にも積極的に掲載している。また毎年8月～12月頃にかけて月例のオンライン説明会を開催し、協力隊制度やローカルベンチャースクールの内容について説明・相談する機会を設けている。首都圏での移住フェア出展や厚真町OB/OGによる情報発信など、多角的PRによって毎回一定数の応募者を確保している状況であった。選考にあたっては、応募者の「やりたいこと」重視が特徴的である。厚真町側は応募者の持つ事業アイデアや将来像を丁寧にヒアリングし、「その人が本当に情熱を持てることか」「地域ニーズとマッチしているか」を重視して合否を判断している。これは、協力隊任期後の定住・自立には本人が心から取り組みたい分野であることが不可欠との考えに基づく。採用後のミスマッチを防ぐため、着任前に現地フィールドワークや受入れ企業との顔合わせの場も設け、双方の納得感を持って着任できるよう工夫している。職務設計については、先述の6類型ごとに明確なミッションが定められている点が印象的である。例えば起業型であれば「3年以内に〇〇業で起業し月商〇万円規模とする」、協働型であれば「受入れ企業で新製品を開発し新事業部門を立ち上げる」、農業支援員であれば「〇年間の研修を経て〇〇作目から独立就農する」といった具合に、任期中に達成すべき目標像が初期に共有される。もっとも、そのプロセスの進め方は隊員本人の裁量に委ねられる部分も大きく、「自由度の高さ」と「伴走支援」の両立がなされている。隊員ごとに役場担当者や専門スタッフ等によるメンターが付き、定期的に面談を実施し、活動計画の進捗確認や課題相談に応じている。これにより、隊員は自主性を尊重されつつも孤立しない環境で自らのプロジェクトに集中できている。

2 新規就農支援の体制と成果

厚真町が特に力を入れる新規就農支援策については、遊佐町にとっても大いに参考になる知見が得られた。厚真町では平成30年開設の「農業担い手育成センター」が協力隊制度と連動した中核拠点となっている。具体的には、農業支援員として採用された協力隊員はまず育成センターの研修生として位置づけられ、1～2年間かけて基礎研修を積む。研修では町内の先進農家や農協の協力を得て、栽培技術から経営管理、販路開拓まで農業経営に必要な知識・技能を実地で学ぶプログラムが用意されている。厚真町は比較的温暖な気候で多様な農産物（米、野菜、いちご等）の栽培が可能な土地柄であり、研修生は複数品目の農場研修を体験できるとのことであった。研修期間中、町からは研修手当や住居支援が提供され、隊員が生活基盤を確保し安心して農業に専念できる配慮がなされている。研修修了後は、段

階的な独立支援が用意されている。例えば研修後にすぐ独立就農を希望する場合、町や農協が農地のあっせんを行い、必要な農機具導入資金について補助金や低利融資で支援する制度がある。また、すぐの独立に不安がある場合は、町内のベテラン農家の元で雇用就農（研修生から従業員となる）という形で引き続き働きながら技術習得を継続する道も開かれている。その後数年内の独立を目指す場合でも、引き続き町が経営計画策定や補助金活用等で伴走支援を行う。特徴的のは、厚真町では水稻が基幹作物であるにも関わらず、新規就農者には施設園芸を推奨していることだ。これは比較的狭小な土地でも取り組めること、大型機械の導入などが不要なことによりイニシャルコストを抑えられることによる。新規就農希望者を募る段階から定着に至るまで、切れ目のない支援体制を行政が中心となり構築している点が厚真町方式の肝と言える。遊佐町でも農業後継者不足が課題となっているが、厚真町の例は、協力隊制度を新規就農者育成のインキュベーターとして活用しうることを示している。

3 起業支援の体制と起業型協力隊の成果

厚真町では協力隊制度を地域内の起業家輩出の仕組みとして位置づけており、その支援体制は非常に充実している。最大の特徴は、平成28年から毎年実施している「ローカルベンチャースクール」である。これは厚真町で起業を目指す人材（協力隊志望者に限らず広く募集）を対象に数日間の集中プログラムを提供し、ビジネスアイデアのプラッシュアップやメンタリングを行うものである。プログラムには都市圏から招いた起業家・専門家や、町内外の協力隊OB/OGなど多様なメンター陣が参画し、参加者一人ひとりの事業プランについて議論・助言が交わされる。参加者は対話を通じて自らの「本当にやりたいこと」を見極め、事業プランを練り上げていく。最終的には事業計画書の形にまとめ、希望者はローカルベンチャースクール終了後の協力隊選考会にエントリーする。この選考会をパスすれば晴れて起業型または協働型の地域おこし協力隊員として採用される流れである。起業型協力隊員に対して厚真町が提供するのは、「3年間の猶予とフルサポート」に他ならない。任期中、起業型隊員は原則として全ての勤務時間を自身の事業準備に充ててよいとされ、役場日常業務への従事義務は無い。これは、起業準備に専念できる時間的自由こそが事業成功の鍵との信念による。また、起業準備に必要な人脈形成についても町職員や関係者が積極的に橋渡しを行い、地域内外のキーマンとのネットワークづくりを支援している。資金面では、起業化支援補助金により最大250万円の創業資金補助が受けられるほか、事業内容によっては町独自の補助金や信用保証枠のあっせんもあるという。地域資源を活かした起業も多数存在し、林業（馬搬含む）、製材業、釣りガイド、羊牧・キャンプ場、バギー体験観光など多彩な事例が存在し、成功事例が次の挑戦者を呼ぶ好循環が生まれている。遊佐町においても、地域資源を生かした起業を目指す隊員に対し、このように制度的・心理的両面から支える仕組みを検討する価値があろう。

4 課題と対応状況

このように厚真町での地域おこし協力隊制度は多様な展開を見せており、任期後の定着については類型ごとに差が出ている。先述のように農業支援員枠は高い定着率を誇るが、起業型の定着率は55.6%、協働型においては26.3%と差が大きい。起業が必ずしも成功するとは限らないということがその要因として考えられるのと、協働型においてはローカル・ベンチャーが3年間の任期後も順調に拡大していないとその後の雇用につなげられないことや、マッチングの時点で経営側と協力隊員の認識の差が生まれやすいことも要因として考えられる。そこで協働型の協力隊を任用する際は、ローカル・ベンチャーの事業計画を精査するような取り組みも始まっている。

また、地域活性化企業人については、令和6年度より副業型での活用が始まっている。起業からの派遣ではなく、個人が副業として自治体に関わるモデルで、町の職員だけでは対応が難しい行政上の課題等について専門的な知識を持つ企業人の協力を得ることが可能になるとともに、二地域居住の推進による活躍人口の拡大にもつながっている。厚真町関係人口アプリ「ATSUMA LOVERS」によるふるさと市民制度への申請が令和7年7月から開始され、活躍人口の幅を広げようとしている。

第5 遊佐町での活用可能性

以上の視察知見を踏まえ、遊佐町における地域おこし協力隊制度の充実に向けた活用可能性について考察する。

1 起業型・協働型制度の導入

厚真町のように起業志向の人材を誘致し育成する仕組みは、遊佐町でも大きな効果が期待できる。現在の遊佐町協力隊は観光振興や教育魅力化など行政支援的な役割が中心だが、これに加えて「起業型協力隊」枠を新設し、町内で事業創出を目指す都市部人材を募ってはどうか。例えば遊佐町の強みである農産品（メロンやパプリカ等）を活かした6次産業化ビジネスや、鳥海山・飛島ジオパークを活かした体験型観光ビジネスなど、民間活力で拓く余地のある分野は少なくない。厚真町同様にローカルベンチャースクール的なプログラムやメンター制度を導入し、3年間で事業を軌道に乗せる伴走支援を行えば、協力隊終了後も地域に残り事業継続する起業家を生み出せる可能性が高まる。あわせて協働型協力隊の考え方を導入し、町内事業者が新事業に取り組む際に協力隊員の力を借りられるスキームを作ることも有効である。これにより、地元企業への就職・事業承継という定住ルートも確保でき、隊員と受入れ先双方にメリットが生じるだろう。

2 新規就農支援の強化

厚真町の成功事例から、協力隊制度と農業研修を組み合わせた新規就農支援は遊佐町でも転用可能である。具体的には、遊佐町版「農業担い手育成センター」のような研修受入れ

体制を整備し、協力隊員（農業志望者）を段階的に独立させるプログラムを作ることが考えられる。幸い遊佐町は肥沃な庄内平野の一角に位置し、水稻や果樹等の農業資源に恵まれている。現在は高齢化により耕作放棄地も散見されるが、町が中心となって遊休農地バンクを拡充し、研修修了者への農地あっせんや機械リース制度を設ければ、新規参入者が安心して農業経営を始められる環境を用意できるだろう。さらに、先輩農家とのマッチングや農協との連携研修など人材育成ネットワークを構築し、「遊佐で農業を始めればこれだけ手厚くサポートしてもらえる」というメッセージを対外的に発信することが重要である。協力隊募集段階から「就農希望者歓迎」を打ち出し、都市圏の農業未経験者でも応募しやすくする工夫も必要だ。厚真町が多数の新規農業者を生んだように、遊佐町でも協力隊を新規就農の呼び水として活用すれば、中長期的な定住人口・生産者人口の増加につながると期待される。

3 地域活性化企業人制度・ふるさと町民制度の活用

厚真町では令和6年度から、副業型の地域活性化企業人制度を活用し始めている。職員だけでは対応が難しい専門的課題に、町外の人材を副業として受け入れることで知見を取り入れ、行政課題の解決力向上や二地域居住推進による関係人口（活躍人口）の拡大につなげる試みだ。遊佐町でも、例えばデジタル技術やマーケティングの専門人材を副業として受け入れる枠組みを設ければ、効率的に知見を活用できるとともに、都市と地域を往来する担い手層（活躍人口）の拡大が図れる。

また、厚真町では令和7年に町外居住者を対象とした「ふるさと町民制度」を創設し、主な生活拠点は町外にありながら継続的に地域に関わる人々を公式に認定している。遊佐町においても「ふるさと町民制度」は制定されているが、活用の幅は限定的だ。町出身者やゆかりのある人々、当町のファン層として登録し、町が定期的に情報提供や地域活動への参加機会を設けることで、町外の多様な人材を継続的に巻き込む工夫が求められる。こうした関係人口の制度化により、将来的な移住者予備軍や地域のサポーターとなる層を広く育成することが期待される。

以上、厚真町視察で得られた知見をもとに遊佐町で活用し得る方策を述べた。厚真町の先進的な取組は非常に示唆に富むものであり、そのエッセンスを遊佐町流にアレンジして取り入れることで、本町の地域おこし協力隊制度の更なる発展と、移住定住の促進につながることが期待される。本視察で学んだ内容を踏まえ、今後の制度設計・運用改善につなげる。



視察3 ／ 北海道千歳市 防災学習交流施設「そなえーる」

視察日：令和7年10月21日(火)

13:00～14:30

説明者 北海道千歳市

千歳市防災学習交流施設 施設長 佐藤 孝一氏

【千歳市概要】

- ・千歳市（ちとせし）は、北海道中南部に位置し、石狩振興局に属する市。
- ・人口：約97,000人、面積：約594km²。
- ・新千歳空港が立地することによるアクセスの良さや、複数の自衛隊基地を抱えるため隊員や家族が市内に住むようになることもあり、平均年齢は約43.5歳と全道一若い町とされている。



第1 観察の目的

遊佐町においても近年、地震や風水害など様々な災害への備えと住民の防災意識向上が重要な課題となっている。特に昨年7月25日の豪雨災害は町民の意識を大きく変化させた。そうした中、北海道千歳市が運営する防災学習交流施設「そなえーる」は、災害を疑似体験しながら防災知識や行動を学べる全国的にも先進的な施設である。本視察では、そなえーる整備の経緯や運営状況、住民への効果等について説明を受け、遊佐町の防災施策の参考とすることを目的とした。特に、施設を設置した背景や運営体制、学校教育との連携状況、市民への周知方法などについて学ぶことを狙いとしている。

第2 施設の概要

「千歳市防災学習交流施設（そなえーる）」は、千歳市が平成22年4月に開設した防災体験施設である。陸上自衛隊や航空自衛隊の基地に囲まれた千歳市では、演習場へ通じる公道

(通称 C 経路) の戦車走行による騒音問題などが指摘されていた。この課題解決策の一環として、防衛省の補助制度を活用しつつ地域の活性化と防災力向上を図る目的で、本施設の整備が決定された。総事業費は約 21 億円で、その 75%を国の補助金で賄い、残りを市債と市費で負担している。施設は千歳市街地郊外の約 8.4ha の敷地に位置し、A・B・C の 3 つのゾーンで構成されている。A ゾーン（約 4.3ha）は中心施設である防災学習交流施設「そなえーる」の建物と、防災訓練広場、ロープ訓練塔、防災備蓄倉庫を兼ねた副訓練塔、常設ヘリポート、駐車場等からなる。地上 3 階建て延べ 2,300 m² の「そなえーる」館内には、地震の揺れを再現する起震装置、煙避難体験装置、予防実験装置、各種避難器具の展示コーナーなどが備えられており、災害を「学ぶ・体験する・備える」をテーマとした体験学習ができる。B ゾーン（約 1.1ha、愛称「学びの広場」）は造成に伴う雨水調整池を兼ねており、屋外で消火や救助訓練を体験しながら自助・共助を学ぶ広場である。C ゾーン（約 3ha、愛称「防災の森」）は野営生活訓練広場（キャンプ場）や多目的広場、湧水を利用した河川災害訓練エリア、土のう訓練場、アスレチック遊具を備えたサバイバル訓練広場等で構成され、最大 150 名規模の野外宿泊訓練も可能な設備となっている。災害発生時には、これらの施設群が地域の防災拠点として機能する想定である。

第 3 視察での調査事項

1 施設整備の経緯と目的

上記のとおり、本施設は自衛隊演習経路周辺の環境改善と防災力強化を両立させる地域振興策として計画・整備されたものである。平成 17 年に補助事業採択が決定し、平成 22 年 4 月に開館した。防衛施設と共に「災害に強い安全なまちづくり」を掲げており、地域住民の安心安全向上が建設目的である。

2 来館者数と利用状況

開館初年度（平成 22 年度）の来館者は約 3 万 7 千人で、翌年度は東日本大震災の影響もあり約 5 万 8 千人に達したが、その後は年間 4 万人前後で推移しやや減少傾向となった。直近では新型コロナウイルス禍で一時利用者が年間 1 万人台にまで減少したものの、令和 5 年度は約 2 万人、令和 6 年度は約 2 万 2 千人まで回復している（累計来館者数は令和 6 年度まで約 52 万人）。主な利用者層は市民（町内会や自主防災組織の団体訓練、個人の見学等）や近隣自治体の消防団・防災関係者、学校教育の一環で訪れる児童・生徒、企業の研修など多岐にわたる。

3 体験プログラムの内容と特徴

館内では震度 7 相当の地震体験や、煙が充満した部屋からの避難体験、消火器を用いた消火体験、応急担架作製体験、段ボールベッドの作製等、多彩なプログラムを常設している。体験プログラムの所要時間は内容によって異なるが、例えば起震装置による地震体験は数

分程度であり、複数グループが順番に体験できるよう工夫されている。我々も視察当日、Aゾーン館内で地震体験装置と煙避難体験装置を実際に体験した。地震体験装置では東日本大震災や北海道胆振東部地震等実際に起きた地震の揺れ方が再現されており、災害を自分事化するような工夫がなされている。BゾーンおよびCゾーンについては現地見学は行わず、施設見取り図上で概要説明を受けるにとどまった（視察時間の都合もあり屋外訓練施設の実演は省略）。

4 施設の管理運営体制

当施設は千歳市の直轄で運営されており、専任の職員によって日々の維持管理と来館者対応が行われている。具体的には再任用職員1名と会計年度任用職員7名の計8名体制（令和7年現在）で、展示案内や体験コーナーの安全管理、屋外訓練広場の開放対応などに当たっている。5～10月の防災の森開放期間には季節要員としてさらに3名を追加配置しており、広大な屋外エリアの管理に対応している。開館時間は展示エリアが10時～17時、貸出施設（訓練室・広場）は8時45分～21時で、毎週月曜と月末火曜が休館日となっている。夜間は警備会社に委託し、24時間体制で施設を監視している。

5 市全体の防災施策の位置付け

千歳市では「安全で安心して暮らせるまち」を基本目標に掲げ、総合計画の中で防災・減災対策の充実を重要施策として位置付けている。具体的には、災害に強い都市整備（ハード対策）や防災拠点施設の強化、情報通信設備の整備といったインフラ面の充実とともに、自主防災組織の充実や防災ボランティアとの連携強化、職員の防災対応力向上、市民への防災啓発などソフト面の取組も総合的に推進中である（千歳市地域防災計画より抜粋）。市民向けの啓発施策としては、例えば令和5年2月には家庭向けの『防災ハンドブック』を改訂し、市内全世帯に配布している。またハザードマップや各種災害別の行動マニュアル類も整備し、公式ウェブサイト等で周知している。これら行政施策の中で「そなえーる」は防災教育の拠点施設として位置付けられており、市民講座や訓練の開催拠点、情報発信基地として重要な役割を果たしている。

第4 現状と課題

開設から約15年が経過し、施設・設備の老朽化が進みつつある。千歳市では必要に応じ展示内容の更新や修繕を行っているものの、起震装置や煙避難装置など大型設備の更新、新たな体験コーナー導入には多額の費用を要するため、予算確保が大きな課題となっている。幸い建設時には防衛省補助金を活用できたが、改修・運営費については市の負担が重く、自治体単独でどこまで充実させられるかが問われている状況である。また、来場者数の維持向上も課題の一つである。前述の通り年々利用者が減少傾向にあったため、千歳市では近年、小中学生を対象とした防災授業プログラムを充実させるなど積極的な利用促進策を講じ、

一定の成果を上げた。今後も町内会や自主防災組織、企業等に働きかけ、体験施設を活用した防災訓練や講座への参加者を増やす工夫が求められる。そなえーるはハード・ソフト両面で充実した防災拠点施設である一方、経年による更新ニーズや利用促進策の必要性といった課題を抱えている。

第5 遊佐町での活用可能性

今回の視察を通じて得られた知見は、遊佐町の防災施策にも多くの示唆を与えるものである。まず、体験型の防災学習の有効性が挙げられる。単に知識を伝えるだけでなく、地震の揺れや煙の怖さを身体で感じる体験は、住民の防災意識を高め具体的行動を身につける上で大きな効果があると考えられる。遊佐町において大規模な体験施設を新設することは財政・規模の面で難しいかもしれない。しかし、例えば地域のイベントにおいて起震車や煙体験ハウスを他自治体からレンタルして体験コーナーを設けたり、消防団と連携して初期消火・救助訓練の実演会を行ったりするなど、小規模でも疑似体験を取り入れた防災啓発に努めることは可能である。住民が楽しみながら学べる工夫を凝らすことで、防災訓練への参加率向上やリピーターの育成にもつながるだろう。

次に、学校教育や地域活動への組み込みについても参考になる点が多い。千歳市では小学校のカリキュラムに防災体験を位置付けて年間計画的に実施していたが、遊佐町でも学校や保育園・幼稚園と協力し、消防署等への見学や体験学習を定期的に取り入れることが考えられる。幸い、本町には防災士など有志の人材もいるため、彼らを講師として派遣し出前講座形式で各学校でミニ防災教室を開くことも有効である。こうした取り組みは、次世代への防災知識の継承と家庭内での防災対話のきっかけ作りに資するものと思われる。

さらに、自主防災組織や地域ボランティアの活用も重要なポイントである。千歳市の事例では防災士等の活躍は限定的であったが、遊佐町では地域の防災リーダーや消防団OBなど多様な人材が存在している。彼らを地域防災の担い手として位置付け、防災訓練や講習会の企画運営に参画してもらうことで、行政職員に過度に依存しない持続可能な体制づくりが期待できる。例えば、地区ごとの防災教室を住民主体で開催し、行政は資料提供や機材貸出で支援する形を整えれば、町全体の底上げにつながるであろう。千歳市でも課題となっていた「参加者を増やす工夫」について、遊佐町では地域ぐるみの自主的な活動促進によって補完できる可能性がある。

最後に、防災情報の提供方法についても検討したい。千歳市では全戸配布の防災ハンドブックやウェブでのハザードマップ公開等により、市民への情報提供を図っていた。遊佐町でも既にハザードマップ配布等は行っているが、災害種別ごとの行動マニュアルや備えのチェックリスト等を盛り込んだ町独自の防災啓発冊子を作成し、定期的に更新・配布することは住民意識の喚起に有効と思われる。また、防災訓練時にそうした資料を教材として活用し、家庭での話し合いや非常持出品の再点検につなげる仕掛けも考えられる。

以上のように、「そなえーる」の視察からはハード整備よりもソフト事業や人づくりの重

要性が改めて認識された。大型施設そのものを導入せずとも、遊佐町の実情に即した形で住民参加型・体験重視の防災啓発を展開することが十分可能である。本視察の成果を踏まえ、今後の防災行政において住民の自主性を引き出す創意工夫を凝らしていきたい。各家庭・地域で「自分たちの命は自分たちで守る」という意識が醸成されるよう、引き続き環境整備と継続的な働きかけを行っていく。

